

香川県パートナーシップ制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、性的少数者の人権尊重の観点から、県施策におけるパートナーシップ宣誓者等への合理的な配慮、市町間の連絡調整及び民間事業者等に対する普及啓発等について定めることにより、性的少数者への県民の一層の理解増進と、多様性に寛容な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)性的少数者 性的指向及び性自認の一方又は双方に困難を抱える者をいう。
- (2)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3)ファミリーシップ パートナーシップの関係にある2人と、家族として協力している、又は協力し合うことを約した関係をいう。
- (4)パートナーシップ宣誓者 県内市町から、パートナーシップ宣誓に対する証明書、証明カード又はこれらに類するものの交付を受けた者をいう。
- (5)ファミリーシップ宣誓者 県内市町から、ファミリーシップ宣誓に対する証明書、証明カード又はこれらに類するものの交付を受けた者をいう。

(県施策における合理的な配慮)

第3条 県は、その施策において、パートナーシップ宣誓者を婚姻関係にある者に相当するものとして取り扱うこと、ファミリーシップ宣誓者を家族に相当するものとして取り扱うこと等パートナーシップ宣誓者又はファミリーシップ宣誓者への合理的な配慮に努めるものとする。

(市町間の連絡調整)

第4条 県は、基礎自治体優先の原則に立ちつつ、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ宣誓者の利便性向上に関する県内市町間の連絡調整に努めるものとする。

(民間事業者等に対する普及啓発等)

第5条 県は、民間事業者等の自主性を尊重しつつ、その働く場での性的少数者への配慮等について民間事業者等に対する普及啓発等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。